

史料翻刻

真木なお子氏所蔵 江藤新平関係文書

島 善高

解題

ここに翻刻する江藤新平関係文書は、佐賀県在住の真木なお子氏が所蔵されている文書で、元々、江藤新平の令孫冬雄氏(明治三三年二月二九日～昭和六〇年四月二二日)が所蔵されていたものである。真木氏は、冬雄氏令室喜久子氏の兄成富則威氏の令孫であつて、その関係から、本文書を譲り受けられたという。

本文書で先ず眼を引くのは、書翰四の久米邦武書翰であろう。久米は、岩倉具視遣外使節団の一員として米欧に出かけ、『特命全權大使米欧回覧実記』(岩波文庫所収)という詳細な記録を編集した人物であるが、その久米がアメリカで見聞した出来事を紹介し、「其所謂文明開化なるものハ器巧械具之便を除くの外ハ只輕薄競利を以て文明開化とす」と断じ、「我固有の美を彼より移さるコトならんコトを」と具申しているのは興味深い。

また書類一～二の「日記」も注目すべきものであつて、恐らく江藤新平の代官時代のものと思われる。佐賀藩時代の江藤の行状については不明な点が多く、その意味では本日記は貴重な史料ということになる。ただし、本日記は年代が不明で、しかも現段階では判読困難な人名や地名が数多く存在するため、詳細な分析は今後の課題である。

全体、本文書は、保存状態が芳しくなく、虫喰いその他も多々あつて、解読不能の箇所が多い。従つて、これを史料として翻刻することは聊か躊躇われたけれども、江藤冬雄氏旧蔵史料の全体像を明らかにするために、暫く□のまま翻刻しておくことにする。

なお、本稿の解読及びワープロ打作業には、早稲田大学大学院の星原大輔君、及び筑波大学大学院の大間敏行君の協力を得たことを附記しておく。

書翰の部

一、江藤新平書翰

1、〔明治 年〕閏十月二十六日

〔卷封〕「小代様 江藤」

〔前缺〕

其末参上之心得二付乍御面働前断奉願候也

閏十月廿六日

〔卷封一枚／一七・九cm〕

編者註

①小代永重（生没年未詳）は元佐賀藩士で清八とも称する。義祭同盟に参加、明治三年閏十月二十九日に佐賀藩権大属雑務掛、翌四年八月七日、依頼免職。明治七年には左院八等出仕となつてゐる。

2、明治七年一月

臣新平義

去ル巳年暫時帰縣上京仕り候以来、其後久敷在京罷在候、當節墓拝之為メ帰縣仕度奉存候、且病所療養之為メ肥前国島原温泉へ入湯をも仕度奉存候間、往來ヲ除之外日数三十日之御暇被下度奉願候、此段宜敷御奏上被下度奉希上候、頓首再拜

〔一七・六cm〕

編者註

①江藤は明治六年十二月二十八日、病氣保養を理由に、御用滞在御免ならびに帰県許可を求めたが許されなかつた。そのため、翌年一月九日に再度帰県願いを太政官に出している。本史料はその草案と考えられる（『江藤南白』下〔南白顕彰会、一九一四〕四〇六～四〇七頁）。正文は次の通り。

臣新平

先般御用滞在御付難有存候、然処久敷歸縣不仕二付、墓拝之爲歸縣仕度奉存候、且病所療養之爲肥前国島原温泉へ入湯をも仕度奉存候間、往來ヲ除之外日数三十日之御暇被下度奉願候、此段宜敷御奏上被下度奉希望候、頓首再拜

第一月九日

江藤新平

願之通

明治七年一月十九日（史官之印）

二、大木喬任書翰

1、〔明治 年〕七月十日

〔封筒〕「江藤君 大木」

極秘

愈御安静奉拝賀候、先夜者大形之至奉汗顔候、彼是御相談申上度義

有之候付参上可仕候得共、不快二而引入罷在候付、御閑隙被為在候ハ、今夕御光駕被下間敷や、深々奉願候、其餘ハ拝顔上萬々、頓首七月十日 大木

江藤様

〔二枚／二〇・二cm〕

編者註

①大木喬任（一八三二—一八九九）は佐賀藩士で、慶応四年閏四月徴士。参与・外国事務局判事、京都府判事、軍務官判事、同年九月議事体裁取調御用、十二月東京府判事、明治三年民部大輔、明治四年民部卿、初代文部卿、教部卿などを歴任して、明治六年参議となった（『明治維新人名事典』）。

三、外務省書翰

1、明治六年六月十八日

去ル三月名村宛ヲ以、司法省ヨリ差送候約定面ニ従ヒ「セウ子」氏と仮約定取結ヒ、早速同氏ノ出帆ヲ待所ニ候

明治六年六月十八日

外務省

鮫島辦理公使殿

〔一枚／二七・七cm〕

編者註

①本紙は、司法省十八行朱罫紙。

②鮫島尚信（一八四五—一八八〇）は、薩摩藩士。明治元年七月二十五日、外国官権判事。同年十月二十三日、東京府権判事兼勤。明治二年四月十四日、外国官判事・東京府判事。同年七月十五日、東京府権大参事。明治三年七月二十八日、東京府大参事。同年八月五日、外務大丞。同年九月十三日、欧州派遣。同年閏十月二日、少弁務使。明治七年四月二十五日、病氣療養のため一時帰国（内閣修史局編『百官履歴』（二）〔日本史籍協会、一九二八〕一〇〇—一〇二頁）。

四、久米邦武書翰

1、明治五年三月十一日

〔封筒裏〕「至東京表七番町

華盛頓方

西岡士學足下

久米邦武

至要

〔封筒裏〕「緘」

東京之残月ハ華城之出月、足跗直下之地にあり、遑々廻首不堪
 倦々、不知左兄起居如何、僕發航之後不遠、御出航之趣風承、其後
 も右等之説往々二耳に入事あり、必於米歐之際可相晤候と樂ミ二一
 百二十日を過たり、今に其實報なし、然則一書を呈せざるを得ん
 や、僕桑港に着以來、我使節之様子と西洋之情態と耳に触れ目に過
 き、慨然に堪へざる事多し、姑く我情之云々を棄て、彼之情を云ハ
 ん、西洋を米國にて類推するに實異國なり、異國とハ山水風土の異
 なるのミにあらず、其習俗政治善惡に至るまで盡く異ならざるハな
 ク、書籍上にてハ我の情理を以て彼の情理を考へて、蓋し以て一な
 りとせり、其現地をミるに大に非なり、其所謂文明開化なるものハ
 器巧械具之便を除くの外ハ只輕薄競利を以て文明開化とす、其太平
 無事なるものハ砲聲丸飛なきを以て太平とす、鬭争紛糾なきを以て
 無事とするのミ、丐児ハ路に滿ち、娼婦途を塞ぎ、ホテルの内にハ
 兪児横行し、毎室の鍵と鎖とハ片時も手を離すへからず、只夜戸を
 鎖すのミならず、人の平行且法に触れされハ、即是全行の人情を抑
 へ、義を立て心性に一點の修飾を加ふるをハ、元來其習ワシ無のミ

ならず、其教も絶てなし、故に子ハ父を訴へ、父ハ子を訴へて、更に怪ます、夫婦ハ白昼に手携へて往来するを情勢とす、口を吸ひ肩を畫くを友愛とす、我以て猥褻淫濁なりとする事を舉げて夫婦交際之至りなりとす、朋友の際ハ唯利を以て合するのみ、所謂黄金多からされハ交り深からず、乃孝を養ひ、長を敬するのゴトに至てハ、元來其教なし、亦何ぞ之を務めん、而して所謂自任意と云、人民の權利と云ハ本來君民互に利を争ひ、多民を以て寡政府を壓しして、其權利を自ら快とする而已、初より国を建つの本領ハ如此なるをよしとすると、公正の義を商して立たる制に非ず、故に其風たる只君と政府とを視る、仇敵と同じ、少しく威権を生ずるの機あれハ、即聚て之を挫しく、蓋君君たらす臣々たらさるの餘弊に属す、之を古へに徴するに西洋ハ元我特と薩索尼などの遊牧民匈奴より驅られて、歐羅巴に入たる種族の蔓延せるものにて、部落の酋長慘暴を以て衆を制服せるを君主の起りとす、奴隸に苦役せらるゝを人民の職とせる、其末勢遂に此風に馴致せるのミ、今に至るまで遊牧の餘風の本末土着の俗に異なるハ、州里郷黨の交りなく、居所を轉居するに軽く、千里利を遂ふに長す、牛を推し酪を飲ミ安居無事を厭ふ等、自ら結習除くへからさる者あり、我因て之を評す、東洋西洋ハ只人種の異なる而已ならず、以て治なし俗をなす所ミな異なり、而て東洋ハ修身性理の教へに長す、故に君の職掌ハ風俗を釐正するに有り、西洋ハ理財窮理の學に長す、政府の要ハ利益を興殖するにあり、蓋此両美を并せ完くして、世界の異国ハ生せん、豈我邦の務め此に存する乎、西洋の感心する處ハ電線鐵道汽車汽船製鐵汽

燈田回水道路の工作を除くの外ハ、酒を飲むを鄙しミ、路に醉顛の人なく、荷擔の夫なく、裸體徒跣の人なし、食飲を常にし、清潔を好ミ、喧嘩ならず雑踏少なく、中に就て米人ハ人に接すに甚温和、此亦皆東洋及ハさる所なり、其性質ハ魯なり、是を以て思慮に長す、而て其一の惡僻ハ文明を以て自ら尊大にし欧米の他にハ世界の異事なしとす、支那の夜郎自大と相距るゴトを遠からず、故に我美に矜りて、人の情に審知する能ハす、此最其僻なり、僕御國に在るとき、自主を唱へ、權利を論し、文明を主張したるに、近來甚後悔せる事もあり、西洋現地の様子、所謂聞て百文看て一文を免れず、必共甚畏るに足さるなり、其法則に密なるハ其治安の難き所以にて、網密なりとも漏る魚ハ必多し、議事院にて娼婦の弊を論して、而て回樓上にハ娼婦群集、帰途を要して其侃侃正言の人相携へて帰る、表面の論と裏面の實ハ雲泥相隔る、西洋人は文筆の巧なり、其書を著ハす筆二皆理、句二皆精なるか如し、其狡にして實ならざるをしるに足る、巧言令色鮮矣仁、此等の論胸中にハ十分の存慮もあれど、筆意に任せず、餘瀝ハ御推量を希ふなり、所希ハ朝廷ニも其利に惑ひ給ふゴトなく、其窮理と理財との両途を折中して、我固有の美を彼より移さるゴトなからんゴトを、同志の者ハ皆希望罷在る也、當今所謂頑固の士ハ未必皆頑ならずして、文明の人ハ未必共尽文明と言難し、請之を察せよ、早卒に筆を執り乱筆讀難からん、御推讀を希ふ也

皇曆明治壬申

三月十一日に認む

久米邦武

西岡大兄

二白、江藤大兄にハ別段に書状を奉呈仕らす、君より本文を御傳へ奉願候

〔折紙一枚／一三・七cm〕

編者註

①西岡逾明（一八三七～一九二二）は、佐賀藩士。維新後外務省に入り、左院中議官となり、明治五年から六年にかけて左院視察団の一員として、アメリカ・ヨーロッパを廻った（松尾正人「明治初年における左院の西欧視察団」〔『国際政治』第八十一号所収〕）。

②久米邦武は、（一八三九～一九三二）は、佐賀藩士。佐賀藩校弘道館で学び、文久二年に昌平坂学問所で学んだ。明治の初めに弘道館教諭となり、江藤の下で藩政改革にあたった。明治二年政府に出仕し、同四年権少外史に任じられた。また、岩倉使節団の一員として欧米を視察し、帰国後に『米欧回覧実記』編纂に従事した。帝国大学教授兼臨時編年史編纂委員の在職していた明治二十五年、論文「神道ハ祭天ノ古俗」の内容が問題となり、両職を辞任した。のちに早稲田大学教授。著書に『日本古代史』『鍋島直正公伝』などがある（旧肥前史談会編纂『佐賀県歴史人名事典』〔洋学堂書店、一九九三〕一三五頁）。

五、郷純造書翰

1、〔明治五年〕三月二十日

〔巻封〕「江藤様 郷」

藤田之儀委細御敬承、然ル處追而御登用相成ニハ思召次第二候へ

共、一等御上ケ被下候而ハ外響ニも相成、少々差支候儀も御坐候ニ付、可相成候ハ、九等ニ御採用被成下度、此段相願候也

三月廿日

二白、本文御承知ニ御坐候ハ、明後差出候様御掛合越被下度候也

〔巻封一枚／一六・七cm〕

編者註

①郷純造は美濃出身。明治元年八月会計局組頭、明治三年八月大蔵権大丞、明治五年二月大蔵少丞、明治五年三月戸籍権頭、明治五年六月大蔵省四等出仕（『男爵郷誠之助傳』昭和十八所収「郷純造官位履歴」）。『官員録』の明治五年二月版には「大蔵省戸籍寮権頭」「正六位郷濬」とあり、明治六年一月版には「大蔵省戸籍寮権頭」「大蔵省四等出仕從五位 郷純造」とある。

②「藤田」は、『官員録』明治五年二月版に見える「中属藤田順華」であろう。

③関連史料が、「江藤新平関係文書」書翰の部（四）―に翻刻されている、同日付「七四、郷大蔵少丞書翰」である。

六、後藤象二郎書翰

1、明治五年一月二十二日

〔巻封〕「江藤殿閣下 後藤生」

拝復

拝承仕候、少々御所勞之御旨厚御加養可被成候、尤後刻ニも少々御快方ニ御坐候得者、御出院奉冀候也、紛紜中草略、御海容奉願候、草々拝具

正月廿二日

〔巻封一枚／一八・二cm〕

編者註

①後藤象二郎（一八三八～一八九七）は、土佐藩士、諱は元燁。維新後は外国事務掛、外国事務局判事、軍監、大阪府知事を経て、明治四年六月工部大輔、七月制度取調専務となり、九月二十日左院議長となっている。その後、同六年四月十九日、参議・左院事務総裁（『明治維新人名事典』）。

2、明治五年二月二十八日

（二行目虫喰い）

奉存候、扱今朝者正院會議ニ付出仕之上先夜之結局も承知仕度奉存居候處、先夜雨中人力車より又々一□□□□仕、甚難義仕候て不得止今日者不勤仕候、可然御聞置奉願候、孰明日ニも少々快氣次第参朝之上萬可奉窺、右迄草々頓首、拜

二月廿八日

元燁

江藤盟臺

研北

〔一枚／一八・三cm〕

3、〔明治 年〕十二月二十六日

昨日者突然拜趨仕候處、御不在中不得拜青残意不少ニ就てハ、是非得拜青度義御坐候故今朝も早々より拜趨之心得ニ御坐候處、商用ニ

就早朝より出横仕候間不能其義、依願者明二十七日自朝十一字頃迄

之間御在宅被下間敷哉、御差支も無御坐候ハ、其頃参上仕度此段差

支否奉窺候、草々拝具

十二月二十六日

後藤象二郎

江藤盟臺

〔一枚／一八・二cm〕

4、明治七年一月六日

□□度御越年之筈欣然之至ニ奉存候、扱者先日來御着手被下候公党盟約草案も粗出來仕候故、來八日社會相催申候、同日夕第五時濱町蜂須賀邸へ御枉駕被下候様奉願度、此旨参上可奉窺筈ニ御坐候得共何角取紛不能参趨乍欠敬以此書奉得御意候、日限之義處々故障も有之稍同日相催候義ニ就必御繰合を以御散會奉願候、尤蜂須賀へ御出之上八門内にて小室頓を御尋合被下候上ハ御導仕候様仕置候、先者右奉得御意度餘者皆讓拜肩、草々不一

第一月六日

後藤象二郎

江藤盟臺

〔一枚／一八・二cm〕

編者註

①「公党盟約草案」とは愛国公党本誓であろう。明治七年一月十二日の夜、副島種臣邸において、愛国公党本誓署名式が行われた（遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』上〔岩波書店、一九五七〕）

八七〇八八頁。

七、佐野常民書翰

1、〔明治 年〕六月二十日

〔巻封〕「江藤明臺 佐野拝

閣下

益御清健奉恭賀候、陳ハ久々御面謁も不申上候二付、明日ハ寛々御高話等拝聴仕度御座候間、示後四字比より御賁臨被成下度奉願上候、尤副島其外諸先生江も相願置候候条、何卒御光臨之程伏而奉願上候、草々頓首拝

六月廿日

芝山内

諸運寮寓居

〔巻封・一枚／一五・五cm〕

編者註

①佐野常民（一八三八〜一九〇二）は、佐賀藩士。天保六年藩校弘道館の内生に抜擢され、帰藩後精煉社の主任となり、安政二年八月本邦最初の蒸気船と蒸気車の模型作成に、文久三年には蒸気船凌風丸の創製に成功した。慶應三年パリ博覧会開催を機に渡仏し、軍事商工業を視察。明治六年兵部少丞、海軍掛を拝命。ついで工部大丞、元老院議官、大蔵卿、元老院議長などを歴任。一方、明治十年西南戦争に際して博愛社（のちの日本赤十字社）を創設し、さらに竜池会（のちに日本美術協会）を起し、美術工芸の発展に貢献した（『明治維新人名事典』）。

八、三条実美書翰（封筒のみ）

1、〔明治 年〕

〔封筒表〕「江藤参議殿 実美」

〔封筒裏〕「緘」

〔二一・八cm〕

九、島義勇書翰

1、〔明治元年〕十一月十二日

〔巻封〕「江藤五位様 義勇

玉案下

先刻御談之箱訴表文面、別帑之通に御坐候、匆忙拝手

十一月十二日

〔一枚／一五・五cm〕

編者註

①島義勇（一八二二〜一八七四）は、佐賀藩士、称は团右衛門、号は楽斎・国華・桜陰など。藩校弘道館で従兄に当る枝吉神陽に国学を学び、さらに江戸の佐藤一斎・藤田東湖らに学んだ。安政年間には藩主鍋島直正の命で、蝦夷地と樺太を探検・調査し、『入北記』という記録を記した。戊辰戦争には軍艦奉行、下野鎮圧軍大総督軍監などとして従軍。慶応四年六月五日には江藤らと共に権判事に任じられ、民政及び会計の兼掌となり、七月には会計局判事に任じられた。明治二年には北海道開拓使主席判官に就任し、札幌市街地の建設など北海道開拓に当たったが、東久世長官と

意見を異にし、同三年四月大学少監に転じた。ついで侍従となり、同四年十二月には秋田県権令となったが、同五年六月辞職。明治七年二月佐賀の憂国党の鎮静のため帰県したが、江藤の征韓党と共に拳兵した。敗走後、島津久光を頼り、大久保利通に助命の旨を取り次いでもらったが、受け入れられず、四月十三日斬刑梟首された（『烈士島義勇』島義勇顕彰会、一九九九）。

一〇、張玄一書翰

1、慶應四年六月十四日

（巻封）「到溜池御屋敷

江藤新平様

張玄一

御内披

過刻於宮中拝顔仕候後今一往御面話仕度御尋申上候得共御退出相成居、右ハ

御親征之義等大惣督府ニも相響居不申泣ニ而ハ京師中野^ノ之懸合ハ有之候得共實ニ疑惑を不免去迎可然兵隊御間ニ合兼候義有之候而ハ實ニ不容易乍疑惑一刻も差立可申哉ニ相考候、然シ右之實否ハ於惣督府如何御覽被成候哉、御吟味之次第でも御申為聞仕度御尋為申上義御坐候、於大兄ハ彼此之御考も可有御坐思召之次第御示被下度奉存候、暫時御尋申上度御坐候得共、無余義故障ニ而參上不相叶^{（無叶）}不碎以書中得御意申義御坐候、乍御面働一寸貴答被下度奉希候、以上

六月十四日

〔巻封・一枚／一五・五cm〕

一一、差出人不明書翰

1、〔明治 年〕五月三十一日

（巻封）「親展」

近日ハ御無音申上候、然者小生ニも来月早々帰縣之心得御坐候ニ付、茅屋之離席余り殺風景ニ付、明午前十字比^ノ舟行、墨水漕り、向島邊ニ而別筵可相開、安永西村等相約置候間、御多忙中ながら御出被成間敷ヤ奉願候、草々頓首

五月三十一日

〔一枚／一五・五cm〕

2、〔明治 年〕十二月二十六日

記

一、纏節 一包

右正ニ落手仕候也

十二月二十六日

杉山内

福田正

〔一枚／一七・一cm〕

3、〔明治 年〕

〔一七・九 cm〕

拝啓、然者別紙之通正院へ書面差出、職務御免奉願置候間、必無程御聞濟相成事奉存候付、今日方只之人ニ相成候心得ニ御座候、寔ニ是迄御無礼御懇情被下重々奉謝上候、太輔檢事殿へも宜敷御□□□、御通シ被下度奉願候、拝

〔一枚／一七・三 cm〕

4、〔明治 年〕封筒のみ

(表) 〔H.Fpy

Yeto Esy.

Shiho Kiyo

Minister of Judicial Dept

Yedo

(裏) 横濱本町通

八拾五番

江藤司法卿様

閣下

〔一四・五 cm〕

5、〔明治 年〕封筒のみ

(封筒) 〔池ホテル

七尾屋吉作〕

一、日記「四月」

一 廿四日、江崎安右衛門塩田□之助兩殿參着相成候、皿山町警固江相頼、古賀多太夫江書状差出候事

一 廿五日、大村出立、而して昼比方俵坂出張之末、向領旅宿相出候、尤當年ハ大村□□□□之由ニ而代御方若分□向方方出会人数、左ニ

橋口善太夫、緒方奎之進、^{上地方役}森弥平次
彼杵村地役

佐藤安左衛門、山口善兵衛、辻莊三郎、□與右衛門
千綿村右同

園田兵左衛門、宮崎英三郎、福田直太、八木原藤太夫
相應之酒食等差出相成候末、暮比方引取候事

一 廿六日、夜半比方降雨終日不止、川留ニ而滞留
一 廿七日、朝飯後方嬉野出立、柄崎繼所ニ而昼飯、大町多助所泊り

一 廿八日、昼九ツ時宿元帰り

一 廿九日、出勤

四月中

山々霞の中に財神有り、春深きに志たり桜ちりもせて今を盛りと咲乱れたるを、中峠に登りかゝり、とある庭前に見たるか、□頂より眼下に見へし、風情誠にいわんかたなし
里に見し花を□ひ峠かな

一 十八日、川内野村滞留、九ツ半時比御境目ニ相及テ平戸役人出會、御境筋切分相整、双方引取之末、夕七ツ時比方同所岩崎と申所ニ而御双方弁當等開合致參會、暮比引取候末同所泊り、御双方役々左ニ

野口、江藤、多久嶋徳之允、長尾弥衛門、川久保源藏、多久嶋弥兵衛、長尾源□□
平戸役人

稲澤定次郎衛門、末武半之允、古木戸一左衛門、新見新七、浦上飯右衛門、新見助左衛門、桑山直吉、中尾六左衛門、中尾米作

一 十九日、朝飯後同所出立、裏手の山を三十丁はかり登り、頂上に熊野権現の社あり、川内野村邊宗廟の由ニ而、毎歳霜月朔日祭礼之よし、此社松浦黨渡邊氏の建立ニ而、数百年経しおもむきに見申、境内五十歩四方位ニ而平地、左右前後松柏生繁り、森鬱にして神寂たり、社頭より少し下りて片手の方に源太夫判官久といふ人の墓あり、五輪の塔也、鍋島千之助殿先祖といふ、平戸候よりも年々御年頭日には代參ありて祭礼すと云々、位ある塚や手向も花櫛、又少シ下りて古寺の跡あり、石の地藏十六羅漢あれともあはれたる堂アリ、或はかげ損し土に埋れな

としてもの寂しくあはれに見ゆ、夫よりだんぐ下りて大成木村東分庄屋所江一寸休息、同西分村庄屋所二而昼飯、其末浦の先番所立寄、番人は加州殿家来川浪吉右衛門ト云由、此所二而案内者老召連、御境目下り桜其外見分いたし、直様小船ヨリ小はぜ村御境心遣長尾弥右衛門参着、此所泊り、角作左衛門与足軽之由、此所石炭山アリ、炭山元方、大立野善蔵

一 廿日、同所出船、桂島ハ遠目に見渡し、七島をはしめ金剛島は大村領、小島釘島は小城の私領なり、其わたりを爰かしこと詠免□あるさしに、誠に言語にのべがたき絶景、海は廣からずして清く、山は高からずして秀雅なり、夫より楠久の泊に横きり

同所御番所江暫く揚陸、御番人は副島新左衛門、予か久しき知己なり、昼九ツ時纜をととき御牧島を巡覽し、八ツ半比伊万里津前田善太郎所参着泊り、小柳宗伯来ル、針治頼ニ碁打ツ、七ツ島牧島邊にて

長閑なる日はうら番しあまのわざ^手

一 廿一日、同所滞留、朝方少し雨降、昼比方晴ル、同所中川罷立、足軽一番ヶ瀬治左衛門ト申所方被相招、夕刻罷出、夜四ツ過大庄屋所帰ル、小柳宗伯も参候事、土産物用陶器外相承候事

一 同廿二日、朝飯後同所出立、夕七ツ時比武雄大庄屋着、同所泊、此日鳥坂峠の茶屋に休し、千百花競ひ并向ふの山手には藤の花色濃く麗なる天相にいたく詠めも深けれハ

千金の春を五文の茶店かな

一 同廿三日、同所出立、嬉野宿参着、宿主高□□三

編者註

① 江藤は万延元年（一八六〇）、上佐賀代官所手許となつてゐる（『江藤南白』上〔南白顕彰会、一九一四〕九九頁）。その頃の日記か。

〔折紙 枚／一三・三cm〕

二、日記「六月、七月」

六月中

- 一 朔日、夕方善之介所に出事
- 一 二日、与次平所、右同、七屋、安永、横尾、片白大庄屋
- 一 四日、善之介所に出候、七屋、千石木、吉田
- 一 五日、外屋村丈衛門所泊り
- 一 六日、伊万里紙屋治左衛門所、右同
- 一 七日、同所副島孫三郎所、右同
- 一 八日、夕方宿元帰り、七日暁方又蔵参り候事
- 一 十日、七屋五郎太夫仰二而大木次衛門へ蓋物一、高柳忠吉郎へ小三段重一与、深川又八江茶碗、宿元用茶わん十ツ
- 一 十五日、村岡寛蔵江書状付シテ、かんひん壺ツ差進事
- 一 十四日、祇園会祭礼二付、町内廻方例年之通相整事
- 一 十五日、右同断、福岡清兵衛頼之継物いまり差送事、書状壺封至御目附方真崎大蔵へ、右いづれも伊藤次左衛門相頼事
- 一 十六日七日比、伊藤良衛門相頼御目付方届志よふちらひん拾ツ、同志中見舞状副差進候事

- 一 廿日、朝方横尾一同伊万里津副島所罷泊、廻村方等岩淵本村檢地申談候事、但昼比方紙屋治左衛門所罷出事
- 一 廿一日、夕方方灰見分立会をして同所警固役方所罷出、御宿七屋九太夫反田□左衛門轡葉左衛門一同罷出候
- 一 廿二日、日向灰見分相濟、夕七ツ半過比方同所出立、夜四ツ過比皿山役所帰着
- 一 廿三日、御用談ニ付新堀場太左衛門所罷出、本村岩淵其外面会
- 一 廿四日、昼飯後方右同断
- 一 廿五日、□□□進物其外相整候事、此出入手数相整事
- 一 廿六日、廻村方社役方相聽、岩淵□檢地二者引取相成候、同夜本村横尾一同轡葉萬左衛門所罷出候、本村二者翌廿七日朝方引取相成事
- 一 廿七日、諸手数相整候事、深川其外書状到来江崎安右衛門右同
- 一 廿八日、夜明方七屋五郎太夫出佐賀相成候事
- 一 廿九日、大風雨
- 七月中
- 一 朔日、山中自分帰来出方相成候、但別御用隙入二付、横尾江相越し末、甘子林平立会相成候、米七百俵 同百七十二俵半
- 一 来四日 生三郎様爰元泊二而御越被遊候旨、石井□兵衛殿方甘子林平迄申来候由二付、同人談相成候事
- 一 四日、生三郎様御機嫌克、夕七ツ過比皿山御本陣久富文次兵衛所 御着被遊候、尤為御迎七場方伊万里道之方切石邊罷出
- 一 久富采女一書遣候事
- 一 十五日、轡其外□分罷出事
- 一 十六日、朝飯後方柞灰見分をして塚崎大黒屋江止宿之事、横尾忠八、荒木市藏、酒場善之助同道也、
- 一 十七日、七屋五郎太夫所被罷出二付、同所滞留志田東山釜火事見分をして、横尾真木兩人右山罷出候事
- 一 十八日、鳴瀬宿高橋宿兩所之柞灰見分相濟則日□崎引取
- 一 十九日、雨天二而川留□崎滞留
- 一 廿日方轡横□江相帰事
- 一 廿二日、少シ小降相成、川明ニ付皿山相帰候
- 一 廿四日、金子入書状壹封、本村善九江差出候、但下役長三江相頼候處□□□□□□□□
- 一 廿五日、大木次右衛門江手紙□差遣ス
- 一 廿六日、岩谷川内下積見分罷出、久富兵八郎所二而晝事、酒食出候、七屋兩人
- 一 廿八日、一□□登り下積見分ハ□□□□□□、七屋横尾三人
- 一 同日、右之末和泉山登り、右日甘子林平安永久□□出勤相成事

編者註

①「片白」とは現在の武雄市橘町片白か（『日本歴史地名大系 第四十二卷 佐賀県の地名』〔平凡社、一九八〇〕四四二頁）。

〔折紙 枚／一三・一冊〕

三、佐賀藩家令人名〔年月日不明〕

令 中野
令 張 玄一
扶 山口一郎
扶 犬塚文十郎
扶 田中喜十郎
司采 深川亮蔵
成富平六
百武安太郎
古川源太郎
成富□蔵
倉永十三郎
坂本周蔵
山内謙六

〔一枚／一八cm〕

編者註

①中野数馬（一八一八〜一八八二）は、佐賀藩士。天保十年中野神右衛門の養子となり、安政五年に藩に出仕し、藩主直正の側に仕えて国事に奔走。長崎防備を講じ、長州征伐や北陸道出兵の際には軍事相談役となり、また京都屋敷頭人となり、四方の志士と折衝する。明治二年鍋島直大が藩知事に任じられた際には執政を命じられ、ついで権大参事となる。廃藩置県で職を辞し、国立百六銀行設立に尽力し、取締役となる。鍋島家の家憲制定に参与し、鍋島侯爵家の基礎作りに貢献した（『佐賀県歴史人名事典』〔洋学

堂書店、一九九三）一二八〜一二九頁）。

②張玄一（生没年月日不明）は、佐賀藩士。中牟田倉之助と共に伊勢遊学をし、資治通鑑綱目を研究した。沢野富之助、島義勇と親交が深かった（『鍋島直正公伝』三卷）。鍋島直大の元服に際して近侍となり（同第四卷）、維新後は御側頭として上京する。明治二年に参政となり、郡務を担当する（同第六卷）。

③深川亮蔵（一八三四〜一九〇二）は、佐賀藩士。安政五年老中堀田正睦の刺殺を企てるが、京都藩邸の留守居役などに露見し、国元へ追放される。のち藩主直正の知遇に感じ、一生涯を鍋島家に奉じてその基礎を鞏固にした（『佐賀県歴史人名事典』三七〜三八頁）。

四、覚書「諸代官之儀云々」〔明治二年〕

- 一、諸代官之儀、請役附^ら郡方名目ニ而被仰付出度
右者御了金一々有之度故也
 - 一、手許之義も同所□□^ら同断
 - 一、警固之義ハ被仰付度、代官所下役御取止
 - 一、御相談人^ら郡方懸りとて諸代官を被統度
 - 一、御蔵方附役^ら代官と申す名目ニ而、上納取置相成度事、但御政事法度□關係無之
 - 一、御懸硯方御山方任代官所、川方ニ而之御仕与一切被相止度、御仕与ハ御国産方ニ相限度
 - 一、土着之事
- 右ニ付而□□

一、御火術方之事

一、弘道館之事

附、道藝二学相方教相成度、此小則

一、訓練之致様

一、當時之情態□□□時出勢□□之手段

一、赤白米筈之事

○御家中御切米筈之儀ハ相止、兼而村々へ割付拂候様致度事、此義、得ハ御家中各其村々ハ名染出来便利宜敷、百姓も拂処定り、手捌宜し

土着之儀被行候而者彌よろし

失ハ返上銀等引留之便利わろし

御家中割付、処ニ方米之性善悪有之、其不幸

又得ハ□□共筈之價相致高下、貧士をかん免候事不出来

○御役料米□役料、時相場を以銀ニ而被相渡度、但定ハ石数を以致ス

一、米倉役御□置相成度

一、代官所開方同断

一、同助役同断

〔折紙一枚／一三・三 cm〕

編者註

①米筈（米札）は、財政対策として、安永八年に発行された佐賀藩の藩札。藩の米会所において、諸物交易に用いることができ、また正金銀との交換も可能であった（藤野保編『続佐賀藩の総合研究』〔吉川弘文館、一九八七〕三二六頁）。

五、覚書「家業不出精之者云々」〔明治二年〕

一、家業不出精之者ハ異見加へ、且不孝不弟悪業等怠惰之有之もの

ハ□□^{取巻}届出可出事

一、中年寄添年寄精勤振、怠惰評議之事

一、右之諸情評議者致スト雖、其運方ハ一切中年寄添年寄致シ、評

議之人ハ一切関係致サザル事

十、其吟味之中ニ

一、評議人中、月番を相立候事

一、一區中之家立等ニ而集金致シ候節、右集金之封印ハ月番之評議

人と中年寄添年寄間と二者、令封印致置、出納帳江證印ハ月番

評議人致候義ハ是亦勿論之事

一、右、集金之始末見届、證印ハ評議頭方致し候事

一、毎月日ヲ刻シテ、評議人集會致候事、但し有事之時ハ式期日のミにて止候者勿論之事

〔一枚／一三・五 cm〕

編者註

①「中年寄」「添年寄」は明治二年三月十一日に名主制度の廃止に伴って、設けられたものである。主な任務は戸籍事務、町入用の改め、公事出入の調停や世話、検使行倒れや窮民救済の世話、地面売買の加印、久離義絶の糺し、火事場に於ける人足の監督、川船新製譲渡の奥印などである（東京都編集『区制沿革 名主制から区制への推移』〔東京都、一九五八〕三七～五四頁）。

六、覚書「松平容保元家来云々」〔明治二年〕

松平容保元家来男女凡一万八千人

右松平慶三郎江御引渡相成可然候事

但、三ヶ年之間、老人ニ付老人扶持宛遣シ候事

右、老人扶持差出方仕方之儀者、松平慶三郎親族之藩々江

太政官ヨリ 御沙汰ニ相成、右人数ニ當リ石高大小藩ニ應シ割付

爲差出候ハ、三ヶ年扶助行届可申存候事

再考

昨年依軍功ニ下賜候賞典、藩々及ヒ士族ニ至迄之禄石三ヶ年御借
上被仰付、是ヲ以老人ニ付、老人扶持宛御遣シ相成候而も可然相
考申候事

〔一枚／一七・五cm〕

編者註

①「昨年依軍功ニ下賜候賞典」とあるのは明治二年六月二日に行わ
れた論功行賞であろう。また、明治三年一月五日、旧幕府麾下士
及元会津・仙台など請西藩士及び各藩脱走兵の罪が赦され、元会
津藩士四千余人が旧主家松平容大に還付された（『維新史料綱
要』）。したがって、本史料は明治二年のものとして推定される。

②松平容保（一八三六―一八九三）は会津藩最後の九代藩主。幕末
は京都守護職を務める。鳥羽・伏見の戦い後は会津へ帰国し、家
督を養子の喜徳へ譲り謹慎を行う。しかしその後、会津藩は奥羽
越列藩同盟の中心として新政府軍に抗戦する。会津若松城は明治
元年九月二十二日に開城した。容保は鳥取藩に預けられ、蟄居を
命じられた。その後、まもなく蟄居を許され、一八八〇年には日
光東照宮の宮司となった（『明治維新人名辞典』）。

③松平容大（一八六九―一九一〇）は容保嫡男で、幼名は慶三郎。

六月三日に生まれた容大は十一月四日に家名再興を命じられ、斗
南藩三万石の藩知事となった（『明治維新人名辞典』）。

七、覚書断簡「民政未整候事云々」〔年月日不明〕

一 強兵之事

段々強兵之御目的有之候哉

一 朝廷之御親兵之事

一 民政未整候事

一 四方情実分り兼候事、廟堂へ相分り候筋無之候事

一 會計之事^事目的之事

〔一枚／一六・九cm〕

八、官制草案断簡〔年月日不明〕

大隈

士族官人守衛兵入費下し賜り候付、如左

一、参議

守衛兵二十人

但し、兵一人ニ付、一日ニ金貳分之割合ヲ以算當被下候事

○兵器整、用兵一人ニ付五兩ツ、初一度被下事

一、従三位官

同十六人

但し右同断

右以下之官人ハ一階ニ二人ツ、減シ被下候事

一、官華族之官人ハ兵部省ヲ兵隊被差出候事

〔一枚／一五・七cm〕

一一、官制草案断簡〔年月日不明〕

〔一枚／一七・一cm〕

九、官制草案断簡〔年月日不明〕

一、□□府藩縣役々実□之事、何之筋を以、廟堂へ御寄り有之候哉

十、關西

一、只今之官制ニシテハ

一、刑法之事、儀方今天下一般何ノ術を以、かたよらざる様御仕与有之候哉之事

〔一枚／一六・八cm〕

編者註

①本文書は全文削除。

一〇、官制草案断簡〔年月日不明〕

一、監察官府藩縣之事情

一、監察官御取立有之、府藩縣之事情を見聞

(後缺)

(裏書)

知府事ノ權ハ京中ノ聴訟断獄非違ヲ糾彈スルヲ掌ル

一一、官制草案断簡〔年月日不明〕

海軍

□議分課

陸軍

大藏 用度、租稅、造幣、出納

宮内

外務

大学

司法 速部、因獄

農部

式部 治部、雅楽

工部 土木、營繕、鑛山

地理 戸部、商部

土木 營繕

驛部

参議

卿輔、大録、権大録、小録、権小録、史生、省掌

大納言、中納言、少納言、參與

議長、副議長

関白、左大臣、右大臣、諸卿、辨史

〔一枚／二〇・五cm〕

一二、文部省設置時の大学官員取扱〔明治四年七月〕

元大學官員

今般大學ヲ廢シ、文部省ヲ被置候ニ付テハ、一同追テ御沙汰候迄、是迄通事務取扱可致事

〔一枚／二七cm〕

編者註

①本紙は「太政官」用紙（十六行朱罫紙）。

一三、覚書「後藤工部大輔云々」〔明治四年七月〕

大輔相當

一等 後藤工部大輔

〃 江藤文部大輔

二等 蜂須賀從二位

二等 上杉隱居

三 小笠原大参事

二等 福岡從四位

二等 い地知正次

三 楠田知才

三 小室大参事

〔一枚／一八cm〕

編者註

①本紙は「太政官」用紙（十六行朱罫紙）。

一四、相統法草案断簡〔年月日不明〕

皇統御受禪者親王様ニ限る、内親王踐祚御廢止

一、天下一般女子ハ智養子御停止之事

一、三等迄著家督御免被仰付度事

一、家督之儀

右、一家ノ産畜積等、兼而官へ届出置候得共、官方其家畜を以、其利益を収メ、是を以其祭を致具候事

一、遺財支配ノ事

〔一枚／一五・三cm〕

一五、仏裁判制度断簡〔年月日不明〕

裁判ハ官人年二兩度ツ、巡國シテ之ヲ為シ、民政ハ僧徒官人各地ニ

ヨリ為シ、出納も是ニ準シ、政令ハ政府ノ夫々ニヨリ施行スト云
佛ハ州郡邑ト分割シ、立法行法司法ノ旨も明カナリ、唯如重各州各
郡委任ニ非ス

額ハ十四所ニ分チ細分シテ、五十一所ト外ニ三百二十州ニ分テリ、
又其内ニ各邑ヲ区分ス、刑法政令其州各州ノ政ハ其處ニ随ニ承ナラ
ス、刑法ハ煩雜ニシテ國人ニ非サレハ、不能知ト云

(一枚／二六・八cm)

一六、保証書〔明治七年一月十五日〕

保証書

一、第三大區第二小區麴町七丁目廿一番地主江藤新平所持地券を書
入として金五千円借用致候、為追引當、當時住所建家坪數三百坪余
並土蔵式ケ所引當に致候處実証也、万一本紙借入金返弁相滞候節
ハ、右建家引渡候共、又者證人引受金子ニ而返済致候共、貸主好次
第取計可申候、為後日繕如件

明治七年一月十五日

借主 江藤 新平
証人 志波原準吉
証人 徳久幸次郎

第一国立銀行

頭取 御中
支配人

編者註

(一枚／二七・二cm)

①本紙は「第一国立銀行」用紙(十六行藍罫紙)。

一七、江藤新作祭文章案〔明治二十三年〕

維明治二十又三年四月十三日、江藤新作恭シク清酌庶羞ノ奠ヲ以テ
謹テ亡家大人及島義勇君―君―君―君ヲ始メ戦死諸君ノ靈ヲ祭
ル、嗚呼諸君末路ノ事今何ゾ云フニ忍ビンヤ、回顧スレバ諸君ノ死
ヲ距ル既二十七年、此ノ忌辰ニ當リテ坐口ニ感ヲ當時ニ慝キ(恍然
夢ノ如ク)窮達ノ命アルヲ思ヒ成敗ノ天ニ在ルヲ歎ス、而シテ義ヲ
以テ興リ、義ヲ以テ斃ル、ハ諸君カ平生期スル所、諸君ニ於テ憾ナ
カルベシト雖トモ、雄圖宏謀諸君ノ如クニシテ一小戦ニ蹉跌シタル
ハ新作ガ常ニ悲泣、涕淚ニ堪ヘザル所ナリ、榮官賞罰諸君ニ於テ何
カアラン、勢ニ趨キ利ニ就キ揚々耻ヲ知ラス、民ヲ虚シ國ヲ賣リ、
実ニ諸君ハ我國家ノ為ニ尽瘁シタルモノナリ、然リ而シテ國家ハ果
シテ諸君ニ向テ負ムキタル所ノモノナキ歟、維新ノ始メニ当リテ改
革ノ力を振フタルハ誰ゾヤ、先ツ八洲ノ民生ヲ安ンジテ国力ノ休養
ヲ計リタルモハ誰ゾヤ、一二勲藩ノ威力ニ抗シテ侃々ノ言ヲ建テ維
新ノ実アラシメタルモノ誰ゾヤ、維新政府ヲ文明的ニ組織シタルモ
ノハ誰ゾヤ、二千年來奴隸ノ域ニ安ンジタル我同胞ニ始メテ權利ナ
ル辞ヲ知ラシメ、且ツ之ヲ与ヘタルモノハ誰ゾヤ、嗚呼是皆我家大
人カ在朝六年ノ間ニ施シタル所ノモノナリ、而シテ此間常ニ大人ガ
怏々タリシモノ無キニ非ス、何トナレバ大人ガ國家的ノ意見常ニ藩
閥的ノ意見ニ妨ゲラレタレバナリ、愛國ノ至誠ハ常ニ利己ノ私情ノ

為メニ妨ゲラレタレバナリ、斯ノ尊ムベキ仰グベキ公義ノ心ハ何ゾ永クスノ卑シムベキ悪ムベキ偏私ノ情ト共ニ居ルベケンヤ、六年間ノ軋轢衝突ノ末、竟ニ征韓論トナリテ破裂シ、島————ノ諸君ハ大人ト志ヲ同フシ一敗ノ餘死ヲ共ニスルニ至レリ、天下ノ人應ニ諸君ガ死ヲ以テ國ニ許シ榮官貴爵モ尚ホ見テ以テ泥ノ如クナリシヲ知ルベシ、然レトモ白日ノ遂ニ其ノ精誠ヲ照ラサザリシハ□□、而シテ其成敗利鈍ニ至リテハ何ゾ志士ノ論ズベキ所ノモノナランヤ、俗界ノ毀譽ハ諸君ヲ輕重スルニ足ラザルナリ、嗚呼白日赫々トシテ天ニ在リ、永ク諸君ノ精誠ヲ照サン、然リト雖トモ死後尚国ヲ思フハ志士ノ心ナリ、諸君在天ノ靈今日ノ勢ヲ見テ果シテ安スル所アルカ、新作不肖ニシテ未ダ涓滴モ縷述ノ効モ致サス、年々尋常ノ式ニ憑リ、又十七年ノ祭典ヲ舉行ス、嗚呼悲矣哉、尚饗、諸君式場ニ會スルモノハ皆諸君ノ故舊親戚ナラザルハナシ、在天ノ靈我祭辭ノ悲キヲ聞カバ願クハ彷彿トシテ来リ饗宴ケヨ

〔折紙一枚／一五・八〇〕

一八、「儉安之道云々」草案〔年月日不明〕

〔一枚目〕

儉安之道ニ而、御赫威不相互、来侮候事、不克申上事と奉存候、依之乍恐事之心を能々考量仕候処、△印不道之□印を嬖寵有之、及此到義候迄覺悟無之為、長上たるもの之道不被為相盡候付而者、其罪難免歟、次ニ家老体頭立當路之人々主人嬖寵有之候方、已ニ為及此

到義候事、君心之非を格之職を不相盡、殊ニ御先代様方被相付置候詮も無之ニ付而者、其罪難免歟、惣而大配分家来之承賞罪褒貶等者、其長上江御任七相成居候事ニ付而者、一条之義と申候而も事柄全ク一家ニ止リ、外ニ關係無之候得者、先々之處分ハ御任七相成候事筋道ニ而者無御座哉、尤最早上聞ニも達候義ニ付、右處分相付候ハ、其旨ハ勿論其後家政一新舉直錯枉之事迄も具ニ相違候様、被相達候筋ニ而者無御座哉、左候ハ、事柄左之利得御座候歟と奉存候、

一 前断△印又ハ頭立候人御手當有之ニ付而者、一舉致候人々も御明德を拜服、廟堂上昭明之事得と落合、且又忠姦辨別致候事を慥ニ承服可仕、然者十死之地を顧返致、生而盡忠奉□盛世度之情ニ移行、事柄不期鎮定而鎮定可仕歟之事

一 前断一挙之事御任七相成候ハ、廟堂之議者多難之家と申候而も、毎事分疆を相正シ、統而至當ニ出候事と拜服、尚又廟堂之御□承相伸可申事

一 前断御榮出之末、家政一新舉直錯枉之事迄も被相行候義ニ付而ハ、萬代之後といへとも、恭敬之道少シニ而も欠薄等之義有之間敷事

一 前断一舉之處分御任七相成候末ニ付而者、若其處分不當候御者、其上ニ而御差圖有之候而可然、惣而其處分之目斗ハ禮記所謂君臣之義父子親を以断判可有之事

一 前断御處分御任七無之、廟堂之御處分ニ相成候ハ、右体之事ニ相及候迄、廟堂ニも未夕御知了無之様御坐候付而者、矢張廟堂御欠事之様可相成、然処前断御任七相成候ハ、其御欠事ニも

不相成

〔二枚目〕

〔折紙 枚／一三・三cm〕

其上右御改律中二而御座候半者、左之弊失有之候事と奉存候
 一 前断直以相斃候様二も相成、他を懲シ後を鎮之御趣意二相反
 シ、只様動揺益々死地ニ歩込候もの出来候哉も難計、譯ハ好生
 悪死之常情も事ニ□シ而者移り易キ候もの二而、怯者も□□婦
 人も戦□□□

一 前断御断律御座候ハ、乍恐曲直御上下轉倒候様二も相成歟ニ
 而、罪人不服、直を以相斃候歟も難計事

一 前断益々死地ニ歩込候もの出来立候ハ、問二者或ハ亡命或ハ
 私闘等仕候もの有之候通相成歟も難計、惣而習風漸々蓮池鹿島
 等ニ波及仕候哉も難計事

一 前断之通ニ而ハ、第一御政体不相濟而已ならず、隣国之間へも
 如何敷事

右五ヶ条之弊失も御座候得者、私闘之御断律ニも相成間敷、去迎一
 和御鎮定之為御内論、其上何レとも御運等被為立義等之事も可然哉
 と存候、一体御内論体之事ハ聖經上ニも其議不相見、堂々大國之御
 政体ニ而ハ有之間敷、假令其通有之候共、儉安之道ニ而御赫威不相
 立来侮之事不克申上と奉存候ハ、右ニ付不道之者ニ付打果ニ付、
 右ニ付不道之もの打果義之筋と議一定候ハ、

〔折紙 枚／一三・三cm〕

〔三枚目〕

右者御探索之上私闘而成敗之御断律ニも可相成候歟、右ハ一体主君
 之為社稷之為と相心得致シ候情實ニ而、人臣たるものケ様ノ御ハ所
 謂春秋國討之例ニ而、夫等之処分有之候事当然之様有之、尤夫程之
 事ニ而候ハ、公然と政府江訴出候而も可然哉ニ候得共、右ハ事柄
 上ニ相懸り難被審演事と申、第一、子ハ父之為ニ隠す義ニ而無之、
 其上超等、我内之事を訴出候事ハ人臣之不忍事ニ而ハ無御座哉、然
 者

〔四枚目〕

〔折紙 枚／一三・三cm〕

上意之事ニ付、幕府水府浪士都而重刑被相行候ハ、其下殺刺頻煩被
 相行、必是を以後を懲す之思召ニ而可為有之候得共、却而是ハ崩解
 之端勢ニ相移り、東ハ□□之一条、上元元之事等頻煩と出来、幕府
 之御処分不相當、浪士直義を以相斃レ候付、識者憐之義之、匹夫壯
 之敬之候通相成、一昨春以来ハ殺伐被相行候も、幕府置而不論ニ
 付、浪士横行之形ニ成之、終ニ方今之形勢ニ移行申候

〔折紙 枚／一三・三cm〕

関連史料

① 鳥善高・星原大輔「江藤兵部氏所藏 江藤新平関係文書」〔佐賀
 藩刑政意見〔年月日不明〕〕〔『早稲田社会科学総合研究』第五卷
 第三号、平成十七年三月〕

刺殺頻煩被相行候事、幕府之御失指ニ付、事柄相違候得共、人情
 ノ変遷常理を以、推的難致、鎮定之為御断刑相成義却て動揺之系
 口ニ相成候義者同様ニ而、是則私闘両刑之近例ニ而御座候間、御
 断律ハ不可然歟、左候ハ、一和御鎮定之為御内論其上何れとも御
 運等之事も可然哉ニ候得共、一体御内論体之事者、聖經上ニも其

義不相見、堂々大國之御政體ニ而ハ有之間敷、假令其通有之候とも、矢張勢禁形窮、亡命等仕候者有之候通相成間敷ものニも有之、惣而習風漸々蓮池鹿島等ニ波及仕候歟も難斗、就而者第一御政體之御欠事相成而已ならず、隣國之聞へも如何敷、旁之次第ニ付而者、御断律御座候而者弊失打見、現在芒之事幕府水府浪士御断刑相成候方、天下

(後闕)

一九、草案「事之心云々」〔年月日不明〕

〔二枚目〕

(前缺)

事之心を能々

考量仕候処、△印不道之□印を嬖寵有之、及此到義候迄、覚悟無之、長上たるもの之道不相盡候付而者、其罪難免歟、次二者家老体頭立候當路之人儀、主人嬖寵有之候方、已ニ為及此到義候義、君心之非を格之職を不相盡、殊ニ御先代様方被相付置候詮ニ無之ニ付而者、其罪難免歟、惣而大配分家来之人々賞罰褒貶等者、其長上江御任セ相成居事ニ付而者、一条之義と申而も事柄全ク一家ニ止リ、外ニ関係無之候得者、夫々之處分御任セ相成候事、筋道ニ而者無御座哉、尤最早上聞ニも達候義ニ付、右處分相付候ハ、其旨者勿論舉直錯枉、家政一新之事迄も、具ニ相達相成候様被相達候筋ニ而者無御座哉、左候ハ、左之得失御座候歟と奉存候

〔二枚目〕

不道之ものを寵愛し而打果候義、不覚悟義ニ付而者、□罪長上之一人ニ正ニ御構無之、△印を軽メ之御手當有之可然歟奉存候、惣而此事一向外ニ關係無之、全一家之事ニ止リ、其上大配分之事ニも候間、御差向向入無之ニ付、處分者矢張御任セ為相成らる可然歟、尤家老重職之ケ様ニ迄事成立候事、在職不行届、御先代様方被相付置候詮無御座之旨ヲ以、御手當△印ハ家来中江謝過相成候様被相達方ニ而可有之歟奉存候

〔二枚／一三・四冊〕

二〇、覚書断簡「凡事小者諸卿決之云々」〔年月日不明〕

凡、事小者諸卿決之ト雖モ、其他省ニ關係等ノ如キハ、諸卿合議大臣決之、其大者則

〔二枚／一五・四冊〕

二一、戒名〔年月日不明〕

頭進院 同助右衛門宝永二乙酉七月廿一日
信敬院 配

青陽院 享保十八癸丑二月廿五日
心歡院 安永四乙未十二月十七日

圓良院
圓實院

安永五丙申十一月十九日

聚徳院

下文化三九月廿六日

撰聚院

上寛政四子正月十三日

教覺院

弘化二乙巳二月廿三日

心性院

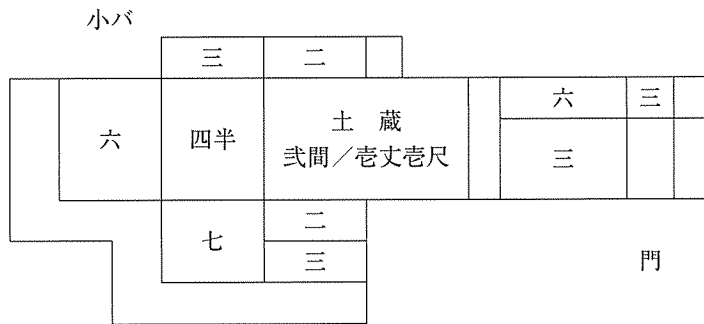
文政八乙酉七月十八日

亡父

秋葉迄十二枚

(一枚／一五・六cm)

二三、土籠図面〔年月日不明〕



(一枚／三三・五cm)

二三、和歌「蝦夷人云々」〔年月日不明〕

酒を命し置候間、暫御滞留

蝦夷人がうき樂きを雲井なる君につくるそうれしかりけり

(一枚／一七・六cm)

二四、漢詩「櫻花五首」〔年月日不明〕

〔一枚／一五・六cm〕

櫻花五首

其一

二六、覺書「本庄松井町云々」〔年月日不明〕

非李非桃水玉清、未聞異域此花生、日東正氣相問、旭日薰風萬朶櫻

本庄松井町

其二

昌平橋外

春風花綻白雲薰、春水花翻飛雲紛、不學艷容桃李體、淡々之裏有餘芬

深川木場邊

其三

赤羽柳橋脇

短蓑夜晴入行宮、櫻樹題詩表寸衷、千古悠悠人既沒、名花空有向南風

永代橋脇新川卜云処二軒程

其四

〔一枚／一五・七cm〕

遊子空思芳野宮、春光今日為誰紅、櫻花不識延元恨、萬朶當年散北風

其五

二七、名札（九名）〔年月日不明〕

垂枝難忍雪霜侵、寧作落花入哀吟、只稱後凋松柏節、人無知得山櫻心

漫
〔一枚／一五・六cm〕

〔市中取締監察
飯田寛助〕

二五、覺書「因州藩松田主膳云々」〔年月日不明〕

〔伊藤精介〕

因州藩

〔杉本芳瀨〕

松田主膳

〔小暮祐順〕

當時開拓之少主典、右蟻川与相伺候筈

〔上水屋敷改下役肝煎
福田磐蔵〕

鈴木正次郎

〔市川定三郎〕

右者則

〔權中法官 荒木博臣〕

（後闕）

〔三條家〕

杉義章

「三條家

丸茂文興」

二八、記〔年月日不明〕

アタゴ社内

佐瀬得所

集議院権大主典

森八太郎

〔二枚／二二cm〕

二九、覚書〔年月日不明〕

少博士

権大史
少史

岡松辰吾

少助教

依田量平

〔二枚／二七・七cm〕

三〇、雜記「長谷川貞一郎／和歌」〔年月日不明〕

長谷川貞一郎

月やあらぬ春やむかしの

春ならぬわか身ひとつは

もとのみにして

月やあらぬ春やむかしの春

ならぬわか身ひとつの

〔二枚／一九・一cm〕

編者註

①古今集かな序をテキストにした、字の練習か。

三一、雜記「廿三日晩云々」〔年月日不明〕

廿三日晩、廿五日迄隠し置、夫方逃向を心配致し遣し候と衛門申出
ル只今也、不案内ぢやからでもあろふ

〔二枚／一九・八cm〕